

電子的診療情報連携 体制整備加算について



保険証の代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付

マイナンバー
カードが
保険証として
使えます。



電子的診療情報連携体制整備加算について
以下の通り対応を行っております。

- ・ 当院は、オンライン請求を行っております。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・ マイナンバーカードの健康保険利用について、お声がけやポスター掲示を行っております。
- ・ 当院では、マイナ保険証を活用した医療DXを通じて、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。